

## 第3回 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会 会議録 [要旨]

### 1 開催日時

令和3年2月5日（金）10：00～11：05

### 2 開催場所

岩手県民会館 4階 第1会議室（盛岡市内丸13-1）

### 3 出席者

#### 【委員（敬称略、50音順）】

生 田 弘 子

佐 藤 康

笹 尾 俊 明（特別部会長）

#### 【専門委員（敬称略、50音順）】

田 村 泰 俊

宮 井 久 男

#### 【事務局（岩手県環境生活部県民くらしの安全課）】

総括課長 新 沼 司

生活衛生担当課長 菊 池 恭 志

主任主査 千 葉 英 之

主事 八重樫 勇 斗

### 4 議 事

#### (1) 住宅宿泊特別部会会長職務代理者の指名について

##### ○ 笹尾特別部会長

本特別部会の会長職務代理者につきましては、平成30年度の本特別部会の設置時に大澤前委員を指名しておりましたが、大澤前委員の御退任により不在となっています。

特別部会長職務代理者の指名については、岩手県環境審議会条例第8条第4項において準用する第3条第3項の規定により、環境審議会委員の中から特別部会長が指名することとされておりますので、当職より指名いたします。

特別部会長職務代理者は、「佐藤委員」にお願いしたいと思います。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

(佐藤委員 承諾)

##### ○ 笹尾特別部会長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(2) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について

○ 笹尾特別部会長

次に、「(2) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について」、事務局から説明願います。

(事務局：資料1、資料2、資料3及び資料4により説明)

○ 笹尾特別部会長

ただ今、事務局から、条例の施行状況等について資料により説明がありました。

今日のメインの議題となるのは、資料1の5、今後条例の改正が必要かどうかを含めた検討のための論点整理ということですので、この部分などについて委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。

事務局からは、論点整理として、5(1)の3点の説明がありました。また、論点整理への対応として、5(2)ア、イの2つを整理したとのこと。事務局案の内容についての御意見、また、他に論点があれば追加が必要かもしれませんので、そういった部分などについて御意見をいただきたいと思えます。それでは、委員の皆様から、御質問、御意見等をよろしく願います。

○ 宮井専門委員

資料1にある県内の住宅宿泊事業の届出58件のうち、農泊をやっている方は何件ですか。

○ 事務局

その点につきましては、農泊担当課より確認しており、19件が農林漁家民泊の事業者です。

○ 宮井専門委員

住宅宿泊事業の届出者における農泊の実施者は、東北の中でも少し多い方ではないでしょうか。今後、農泊を実施している方が、住宅宿泊事業の届出をする可能性がかなりありますよね。資料1の2ページの下の方に書いてありますけれども、農林水産サイドの方で、積極的に住宅宿泊事業の届出を勧めているところもあるようですね。

私は、どちらかと言うと、住宅宿泊事業よりも旅館業の簡易宿所営業の方をやられたら良いのではないかと思います。年間180日以上営業する必要性がないので、住宅宿泊事業を選択されるのかもしれないですね。

農泊を実施している方の住宅宿泊事業の届出について、少し考えてみました。衛生や安全など、何か注意しておく必要があるのかなという気がしておりましたが、そのあたりはいかがでしょう。

○ 事務局

資料1の2ページ(1)の④その他に記載がございますとおり、農泊が積極的に行われている地域においては、農林水産サイドの方で、農林漁家民泊の実施者を対象とした衛生の講習会を開き、その講習会に環境サイドの民泊担当者を講師として呼んで、民泊の説明をしております。

また、こちらは民泊の資料ですので、民泊のこのみ記載しておりますけれども、委員からお話がありました簡易宿所営業について、許可を取得される農林漁家民泊の実施者も現にいらっしゃると思

いております。

委員のおっしゃる衛生に関しては、農林漁家民泊の実施者を対象に、農林水産サイドの方で定期的に講習会等において説明しており、特に問題は報告されていない状況と認識しております。

また、農林漁家民泊の実施者は、状況により、民泊の届出、又は簡易宿所営業の許可取得を行っているものと捉えております。

○ 宮井専門委員

遠野市の民泊の届出が多いのは、農泊の方が多いいからですか。

○ 事務局

遠野市では、農林漁家民泊の実施者が、民泊の届出をすることが多いという状況は確かにございます。

○ 笹尾特別部会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○ 田村専門委員

条例を改正しても良いでしょうし、しなくてももちろん構わないですが、条例改正に関する検討の要旨については、資料に記載されている方向でよろしいと思うのです。

ただ、1点検討していただきたい点があります。違法民泊についてです。他の自治体の動きを見ると、違法民泊については、公表することを検討しているところもあります。1つお願いしたいのは、そういった部分の情報収集です。

本県は、違法民泊がないということですが、その理由が、コロナ禍の影響で観光客が減っているために、実入りが少ないからなのかどうか。コロナ禍が終わり、通常の状態に戻ったときには、違法民泊が増えてくるものなのか。その部分がどうなるのかは分かりませんが、条例というのは、恒久的なものになりますから、コロナ後の状況というものも見据えて、条例の内容について検討していくということになるかと思えます。

違法民泊については、先程お話しましたように、公表していくことについての検討が他の自治体で行われていますので、情報収集が必要と考えられるということが1点。

次に、今後コロナ禍が終わった後、違法民泊が増える可能性が予想される中で、消費者保護のために、本県でも事業者名を公表することになった場合の方法です。法律の専門の立場から言うと、公表するための方法は、2つあるかと思うのです。1つは、情報公開条例を使って行うという方法です。この場合には、住宅宿泊事業法施行条例の改正は必要なくなります。もう1つは、住宅宿泊事業法施行条例の中に、公表規定を置くという方法もあるかと思えます。

このため、違法民泊について公表することを想定し、条例改正の検討項目として、1つ加えてみるのも良いかもしれません。情報提供ですので、違法民泊について公表する場合に、2つ挙げました方法のうちのどちらにすべきということではありませんけれども、情報収集についてははされておいた方が良いかもしれません。

- 笹尾特別部会長  
ありがとうございます。現時点で、事務局の方からお答えはありますでしょうか。
  
- 事務局  
違法民泊の公表については、検討の視点としてはこれまで持っておりませんでしたので、委員のおっしゃるとおり、まずは、情報収集をしたいと思います。  
他の都道府県でどのような対応をしているのかというところを確認し、また、国の住宅宿泊事業法見直しの検討に関する動きも絡んでくるかもしれませんので、その部分も踏まえながら、情報収集を行い、条例改正が必要かどうかを含めた検討の中で扱うようにしていきたいと思います。
  
- 笹尾特別部会長  
他にいかがでしょうか。
  
- 宮井専門委員  
1つよろしいでしょうか。資料1の3ページの4(1)③なのですが、生活環境の悪化、違法民泊への対応で、定期的な立入検査2年に1度の実施を継続とありますが、このことはこれまでも日常的に行っているのですか。
  
- 事務局  
立入検査につきましては、生活環境悪化防止と衛生確保のために、民泊の届出をした住宅に対し、2年に1度振興局職員が行い、生活環境悪化防止対策や衛生確保状況を確認しております。
  
- 宮井専門委員  
立入検査は、民泊の届出者に対して行っているのですよね。
  
- 事務局  
そのとおりでして、民泊の届出者に対して、一律に2年に1度立入検査を実施しております。
  
- 宮井専門委員  
住宅宿泊事業法第17条において、必要があると認めるときは立入検査ができると規定されていますが、民泊の届出者については、一律に定期的な立入検査の必要があると判断されているということでしょうか。
  
- 事務局  
同じ宿泊事業である旅館業につきましても、やはり、一律に2年に1度立入検査を行っております。生活環境悪化の防止が必要であるということもありますけれども、衛生の確保という点も重要でありますので、民泊の届出住宅につきましても、一律に2年に1度立入検査を行い、それらの点についての確認を行う必要があると判断しているところです。

○ 宮井専門委員

住宅宿泊事業法における考え方としては、そのあたりの部分はあまり厳しくしていないのではないかと思います。監督の部分については、立入検査を日常的にやるような形にはなっていないように思っていたのです。

監督については、どのように監督するのか、どのように実態をつかむのかについて、今説明をいただいて、民泊の届出住宅へ定期的に立入検査が行われていることを初めてお聞きしました。一律の定期的な立入検査ということについては、それが良いのかどうなのかという気がしないでもないのですが、まずは分かりました。

○ 笹尾特別部会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○ 生田委員

私は、条例の改正については、何も申し上げることはないです。

ただ、住宅宿泊事業法に関わる事項について、振興局への書面のヒアリングというものを行っていらっしゃるようです。

そこで思ったのですが、民泊の事業者へ、ソフト面で、ヒアリングをすとか、アンケートをとるとか、そういった部分はあるのでしょうか。例えば、定期的な2年に1度の立入検査の時に、民泊の事業者のソフト面での考えを聞いてあげているというようなことはありますか。

○ 事務局

委員の御質問へ直接お答えすることにはならないかもしれませんが、振興局へのヒアリングの概要、趣旨と致しましては、民泊の現在の施行状況に関して、事業者から振興局の方に寄せられる意見、あるいは、振興局の方で事務をしている中で課題として感じられている点などについて、書面による調査を行ったものであります。例えば、資料1の2ページの3(3)③の宿泊者の方からの苦情等という部分もヒアリング項目でして、特に苦情は寄せられていないという回答をいただいた部分です。

条例の施行状況に関する今後の対応として、制限区域にある事業者へのヒアリング又はアンケートを予定しております。事業者へのヒアリング又はアンケートの項目について、御意見があれば、検討させていただきたいと思っております。

○ 生田委員

分かりました。要するに、事業者から何かが寄せられたならば、それに対する回答だけですよね。

○ 事務局

資料1の3ページにありますとおり、届出に関する添付書類が多いことや、消防等他法令の手続きが多いということが、振興局への書面ヒアリングを通じて確認した、事業者や相談者からの意見です。

○ 生田委員

それは、書類的なことですね。そういった部分以外のものは、振興局で事業者に対して聞いてあげ

るとか、ソフト面での対応といったものはないのですね。

○ 事務局

先程も御説明しましたとおり、定期的に振興局の職員が、立入検査をしております、その際、様々な状況も含め、衛生状況だけではなく、事業者からも様々聞いており、そういったことが集約されて情報として集まってくるかと思えます。そうしたことにより、だいぶフォローはできるかと考えております。

○ 笹尾特別部会長

今、生田委員がおっしゃった趣旨は、資料1の4ページの下の部分にある今後の対応の中で、もう少し積極的なヒアリングやアンケートをされてはどうかということかと思われま。

生田委員におかれましては、民泊事業者に対するヒアリングやアンケートにおいて、こういう風な事項を聞かれるといいというような御提案がもしあれば、今、御意見をいただきたいと思えます。

○ 事務局

是非、具体的な項目や事項について、御意見をいただければと思えます。

○ 生田委員

資料1の2ページにあります届出件数に対して、事業廃止件数が12件ということですね。

事業廃止の理由としては、(3)にありますとおり、コロナ禍の影響によるものなどということですが、例えば、残った58件の中で、こういうコロナ禍の時代において、悩みを抱えながら事業を続けているという人がいるかもしれませんので、そういう部分を拾い上げてもらえるといいのかなと思えます。

○ 笹尾特別部会長

ちなみに、事業者同士の、ネットワークというか、横の繋がりみたいなものは、地域によってはあるという認識でよろしいでしょうか。

○ 事務局

部会長がおっしゃるとおり、全県的な民泊の協議会のような組織はなく、農泊が盛んな地域などで、例えば、先行して民泊の届出をした方が、仲間に声をかけて新たな民泊の届出に繋がるという地域が一部あるようです。まさに、地域によっては、事業者同士の繋がりがあるという状況です。

○ 笹尾特別部会長

今、生田委員のお話を聞いて思ったのは、事業者同士の繋がりがあり、悩み相談のようなものがある地域は、意見がまとまって、県にそれが届くということはあるかもしれませんが、そういう繋がりがない地域では、事業者の悩みなどが顕在化されないということが、もしかしてあるのかもしれない。

このため、事業者へのヒアリング又はアンケートにおいては、そういった部分について、自由回答

欄を設ければ良いのか、あるいは、もう少し答えやすいような設問とするのか、そのあたりを検討していただけると良いかと思います。

○ 生田委員

農泊の話題が出ました。

今回のコロナ禍により、岩手県内の農泊についても結構影響を受けているのでしょうか。

○ 事務局

詳細というところでは情報はございませんが、農政サイドの方から漏れ聞こえてくるところによりますと、県内の農泊についても、コロナ禍の影響を受けているようです。

これまで、いろいろカリキュラムを組んで、岩手県に定期的に来ていただいた方々も、人が集まるということは一旦止めにして、別な形で何か提供できないかと検討はしているものの、以前のようにたくさんの人に来ていただき、泊まっていただくということは、今は避けているということをお聞きしております。コロナ禍による、農泊への影響が出てきているのだらうと思います。

○ 笹尾特別部会長

よろしいでしょうか。

○ 佐藤委員

資料1の4ページの論点整理の案につきましては、私も、これでよろしいと思います。

先程、田村専門委員がおっしゃいましたけれども、私も、アフターコロナの視点が必要かと思えます。民泊だけではなくて、私ども、旅館、ホテルも、こういうコロナ禍の状況において、同じ悩みを抱えていると思えます。

岩手県の場合は、民泊という言葉が出る前から、教育旅行、特に修学旅行に関しましては、首都圏、関西圏からの農業体験といったことをやっておりました。私ども、震災の前までは、京都の中学校さんが、必ず雫石地区で農林漁家民泊に分宿して、最後に手前どものホテルに泊まっていただくという形の、3泊4日の教育旅行を何年も続けておりましたことをよく覚えております。同様に、沿岸地区の方では、漁業に関する農林漁家民泊が行われておりました。

岩手県に関しましては、違法民泊が行われているということはありませんでしたので、住宅宿泊事業法が施行されるということになりましたら、全国の旅館ホテル組合の中でも、本県の組合の反応は比較的穏やかなものでございました。

ただ、私も、埼玉県事例について、違法民泊の本当にひどいところを直接見せていただきました。埼玉市が一斉に手入れをした後、今度は、違法民泊は高崎市に移ったりといったことをですね。手を変え、品を変え、本当に非道の限りを尽くしているところを見て参りました。

このコロナ禍により、旅館、ホテルからも、廃業を余儀なくされるところがこれから出てくると思えます。そうした場合に、今まではなりを潜めていた違法民泊について、マンションを使ったり、空いてるアパートを使ったりといった形のものも出てくると思えます。そのあたりのことに関して、今は問題は起きていないにしても、将来的なことも見据えて、検討をしていただければと思います。

○ 笹尾特別部会長

ありがとうございます。事務局の方から何かございますか。

○ 田村専門委員

情報提供です。資料1の4ページの論点整理の5(1)、制限区域、制限期間、制限解除のところです。

用途地域について、建築基準法の方でいいますと、ここ5、6年動きがかなりあり、特に理系の先生の提言によって随分変わってきています。用途地域の特例の許可についてです。昔は、用途地域の特例の許可については、本当に例外中の例外のようなものが非常に多かったのですが、今は、政策的な街づくりの観点から、積極的に、建築基準法第48条ただし書きを利用して特例許可を出すという傾向があります。

そういう意味でいいますと、制限の解除については、政策目的という観点では、用途地域の特例許可とちょうど袖すりあうところ、かぶってくるところがありますので、このことが必要だという説明において、理屈として非常に通りやすいということになるかと思えます。

各自治体の住宅宿泊事業法施行条例の規定を見ると、前にもお話したかもしれませんが、出来るだけ泊めないというスタンスの自治体と、それから、観光振興のために泊めるというスタンスの自治体とがあり、自治体によってもかなり政策目的が違ってきます。

本県の政策目的はこうなのだということを、事業者の方々、県民の方に、はっきり説明できるようにしておく必要があると思います。例えば、制限解除のところをもう少しゆるやかに運用することに見直す場合、本県の政策目的はこうであり、関連する他法令、建築基準法においても、政策目的で特例許可の積極活用といったような動きがあるので、というような説明をすると、皆さんに説明がうまく伝わるのではないかという気がいたします。

これは、あくまでも情報提供です。

○ 笹尾特別部会長

ありがとうございます。事務局の方から何かございますか。

○ 事務局

違法民泊への対応、それから、他の自治体の民泊へのスタンスについてお話をいただきました。

違法民泊について公表する場合、それをどういう手法で行うべきか。先程委員から御意見がありました、情報公開をするという手法で一定の制限をかけるという方法も考えられますし、他にもいろいろ方法があるのかもしれませんが。

他都道府県の状況は、民泊に対して厳しめの県と、観光振興の観点から割とゆるやかな県がありますので、それぞれの対応をしている都道府県において、どういう状況になっているのかを調べた上で、岩手県としては、どちらの方向が良いのかという部分を検討したいと思います。条例制定当時の考え方としては、岩手県としては少し厳しめの姿勢により条例制定していますので、その後の他県の状況ですとか、国の動向を見つつ、条例を改正するのか、このままいくのか、そういった面も含めて検討していきたいと考えています。そして、検討の結果について、改めて委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。



○ 宮井専門委員

資料1の4ページの論点整理の対応、ヒアリング又はアンケート関係団体についてです。

岩手県観光協会のために、等と記載されていますけれども、例えば、警察関係や消防関係への意見照会を行うのでしょうか。

宮崎県の民泊のページを確認したところ、民泊の届出情報は、必要に応じて、警察、消防とも情報共有すると書いてありましたので、岩手県ではどうするのかなと思ひまして。

○ 事務局

今の御意見の部分につきましては、これまで我々の視点にはなかった部分ですので、対応について検討させていただきたいと思ひます。

○ 笹尾特別部会長

他にございせんか。

1点私の方から。資料1の5ページのスケジュールの一番最後に、条例改正を行う場合と、行わない場合ということで整理されているのですが、例えば、4ページの5(1)の論点整理の3番の認定の有効期間だけを変えるといた場合は、規則の規定なので、規則改正のみの実施というパターンも発生するのかなと思ひましたので、その点について念頭に置かれるとよろしいのではないかとと思ひます。

○ 笹尾特別部会長

他にいかかがでしょうか。よろしいでしょうか。

来年度以降、この議論が進んでいきますので、またその時に、随時、御意見をおっしゃっていただければと思ひます。

議題の方よろしいでしょうか。ありがとうございます。

5 その他

○ 笹尾特別部会長

それでは、5のその他でございせんけれども、委員の皆様から何かございせんでしょうか。

特に、無いようですので、少し予定の時間より早いですが、以上を持ちまして、議事等を終了させていただきます。御協力をいただき、ありがとうございます。

それでは、事務局の方に、進行をお返し致します。

6 閉会

○ 事務局

笹尾部会長、どうもありがとうございました。

ここで、委員の皆様へ御紹介申し上げたいと思ひます。平成30年度の当特別部会設置以降、部会長として、特別部会を牽引いただきました笹尾部会長でございせんけれども、今年度をもって、環境審議会委員を退かれるために、本日が、特別部会長として御指導いただく最後の機会というところでございます。これまで、本県の住宅宿泊事業の適切な実施のために、部会長として、多くの御指導、御助言を賜りましたことに、事務局一同より心より感謝申し上げます。部会長、本当にあ

りがとうございました。

ここで、部会長から、一言頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○ 笹尾特別部会長

私事で恐縮ですけれども、4月から関西の立命館大学の方に転出することになりまして、こちらの部会長と環境審議会の方も、今年度限りで退任させて頂くことになりました。

この部会につきましては、任期の途中ですし、しかも、来年度から、条例改正の必要性等についての議論が始まる中ということで、いろいろ御迷惑をおかけすることになりますけれども、御了承いただければ幸いです。在任期間中の3年近くは、委員の皆様、事務局の皆様には、大変お世話になりありがとうございました。

新しいところに行っても、また、このような審議会等に参加する場があるかもしれませんので、その際には、こちらで学んだこと、経験したことを生かせればと思っております。遠方からではありますけれども、岩手県の生活環境、地域の活性化の両立がうまくいくことを願っております。

どうもありがとうございました。

○ 事務局

笹尾特別部会長におかれましては、新たな御活躍の場におきましても、先程お話頂いたとおり、本県の環境行政等にお力添えをいただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

(拍手)

本日は、長時間にわたる御議論と様々貴重な御意見を頂戴致しまして、ありがとうございました。いただきました御意見を踏まえ、私どもの方で議論を進めて、次回の部会において改めて御意見をいただきたいと考えております。

それでは以上をもちまして、本日の住宅宿泊事業特別部会の全日程を終了致したいと思います。

どうもありがとうございました。